

秋田市公報

あきた

第1175号

令和4年10月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

条例

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第27号）	5
秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第28号）	9
秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	建築指導課（第29号）	11
秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例	建築指導課（第30号）	12
秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例	教育委員会学事課（第31号）	13

規則

秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第23号）	14
秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則	人事課（第24号）	17
秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則	人事課（第25号）	18
秋田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	住宅整備課（第26号）	22

公平委規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	公平委員会（第2号）	23
--------------------------	------------	----

告示

災害危険区域の指定について	建築指導課（第219号）	24
指定した土地の区域の変更について	都市計画課（第220号）	25

指定した土地の区域の変更について	都市計画課 (第221号)	26
指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) の指定について	障がい福祉課 (第222号)	27
令和3年度分および令和4年度分市税督促状の公示送達について	納税課 (第223号)	28
令和4年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について	市民税課 (第224号)	29
指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	介護保険課 (第225号)	30
令和4年度第1期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課 (第226号)	31
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課 (第227号)	32
指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) の更新について	障がい福祉課 (第228号)	34
出納員および現金取扱員の委任等について	会計課 (第229号)	35
指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) の指定について	障がい福祉課 (第230号)	37
令和4年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について	後期高齢医療課 (第231号)	38
国民健康保険税納税通知書 (課税年度令和4年 賦課年度令和3年 賦課年度令和2年) の公示送達について	国保年金課 (第232号)	39
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室 (第233号)	40
道路の区域変更および供用開始について	建設総務課 (第234号)	41
指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) の更新について	障がい福祉課 (第235号)	43
指定地域密着型サービス事業者および指定居宅介護支援事業者の指定について	介護保険課 (第236号)	44
災害対策基本法に基づく指定福祉避難所の指定について	福祉総務課 (第237号)	45
令和4年9月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課 (第238号)	48
指定納付受託者の指定について	環境都市推進課 (第239号)	52
都市計画の変更について	都市計画課 (第240号)	53
都市計画の決定について	都市計画課 (第241号)	54
字の区域の変更について	農地森林整備課 (第242号)	55
令和4年9月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課 (第243号)	56
令和4年9月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について	総務課 (第244号)	74
道路の区域変更および供用開始について	建設総務課 (第245号)	112

教委告示

教育委員会定例会の招集について 教育委員会総務課（第12号） 113

選管告示

選挙権を有する者の総数の50分の1、6分の1および3分の1の数について 選挙管理委員会事務局（第21号） 114

農委告示

農業委員会総会の招集について 農業委員会事務局（第9号） 115

公告

令和4年8月28日執行の秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会委員選挙の当選人について 秋田駅東地区土地区画整理工
事事務所 116

業務委託に係る公募型指名競争入札について 太平山自然学習センター 117

修繕に係る公募型指名競争入札について 太平山自然学習センター 121

建築基準法による道路の指定について 都市計画課 125

市有地の売払いについて 財産管理活用課 126

都市計画事業の図書の写しの縦覧について 道路建設課 129

建築基準法による道路の指定について 都市計画課 130

農用地利用集積計画の策定について 農業農村振興課 131

公の施設の指定管理者の公募について 福祉総務課 132

教委公告

令和5年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒の募集について 教育委員会学事課 136

令和5年度に秋田市立御所野学院高等学校に入学する生徒の募集について 教育委員会学事課 139

選管公告

検察審査員候補者の予定者および裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について 選挙管理委員会事務局 142

消防法による命令について	秋田消防署	143
消防法による命令について	秋田消防署	144
消防法による命令について	秋田消防署	145

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第27号

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号アの(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、「および」の次に「引き続いて」を加え、「引き続き」を削り、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の

満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号アおよびイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイおよびウに掲げる場合に該当する場合、別に定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末

日とされた日) 後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号および第3号に掲げる場合に該当する場合、別に定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合
第2条の5を削る。

第3条中「第2条第1項」を「第2条第1項ただし書」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準とし

て条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の秋田市職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）および第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第28号

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「）が18日」を「第10条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例もしくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項およびこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項およびこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第32項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第10条第4項および附則第32項の改正規定ならびに次項および附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）附則第32項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 新条例第2条第2項および第10条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

4 新条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和元年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「（以下「新条例」という。）」を削る。

附則第3項中「新条例第2条第2項」を「秋田市職員の退職手当に関する条例第2条第2項」に、「、新条例」を「、同条例」に、「新条例第3条」を「同条例第3条」に改める。

附則第4項中「新条例」を「秋田市職員の退職手当に関する条例」に改める。

秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第29号

秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例（平成20年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

特別工業地区	(1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (3) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (4) 図書館、博物館その他これらに類するもの
--------	--

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第30号

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第35号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に、「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表第36号中「第85条第6項」を「第85条第7項」に、「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第31号

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校設置条例（昭和39年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中学校の表秋田市立太平中学校の項、秋田市立豊岩中学校の項および秋田市立下浜中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第23号

秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の育児休業等に関する規則（平成4年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の3中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情に該当する場合

第1条の4中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改める。

第2条第1項中「より」の次に「行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「1月」の次に「（次に掲げる場合は、2週間）」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この号において「地方等育児休業」という。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日

である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6箇月に達する日以前の日である場合
第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第3条中「前条」を「前条第2項本文」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

第4条第3項中「第2条第2項」を「第2条第2項本文」に改める。

第6条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第1号から第4号までに規定する育児休業（同号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

第6条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

第10条および第13条第2項中「第2条第2項」を「第2条第2項本文」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月 28 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第24号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第2号を次のように改める。

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第25号

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則（昭和51年秋田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第9条第4項に規定する受給期間延長通知書」を「第9条第5項又は第9条の4第3項の規定により受給期間延長等通知書」に改める。

第9条第1項中「受給期間延長申請書に受給資格証又は退職票」を「受給期間延長等申請書に医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類および受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条および第9条の4において同じ。）」に改め、同項ただし書中「受給資格証を」の次に「添えて」を加え、同条第2項中「申出は、」の次に「当該申出に係る者が」を加え、同条第6項中「、前項」を「第6項の場合について、前項の規定は第2項ただし書の場合における第1項に規定する申出および第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「受給期間延長通知書の」を「受給期間延長等通知書の」に、「その旨」を「、その旨」に、「必要事項を記載し」を「必要な事項を記載した上」に改め、同項第1号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項第2号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、「又は退職票」を削り、同項を同条第6項とし、同項の次に

次の1項を加える。

7 第1項に規定する申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて任命権者に提出しなければならない。

第9条第4項中「受給期間延長通知書を交付するとともに、受給資格証又は退職票に必要な事項を記載し、返付しなければ」を「受給期間延長等通知書を交付しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合（第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項に規定する申出を受けた場合を除く。）において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

第9条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項ただし書の場合における第1項に規定する申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第9条の次に次の3条を加える。

（条例第10条第4項に規定する規則で定める事業）

第9条の2 条例第10条第4項に規定する規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して30日を経過する日が、条例第10条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第22条第1項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの

(3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと任命権者が認めたもの

（条例第10条第4項に規定する規則で定める職員）

第9条の3 条例第10条第4項に規定する規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 条例第10条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する

事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

(2) 前号に掲げるもののほか、事業を開始した職員に準ずるものとして
任命権者が認めた職員

(支給期間の特例の申出)

第9条の4 条例第10条第4項の規定により、同条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員が行う申出は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他当該退職の日後に当該事業を開始した職員又は同条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類および受給資格証を添えて任命権者に提出することによって行うものとする。

2 前項に規定する申出（以下この条において「特例申出」という。）は、当該特例申出に係る者が条例第10条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して2箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他特例申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 任命権者は、特例申出をした者が条例第10条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第5項において準用する第9条第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けた場合を除く。）において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 条例第10条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交

付を受けた受給期間延長等通知書および受給資格証

- 5 第9条第1項ただし書の規定は第1項および前項の場合について、同条第3項および第4項の規定は第2項ただし書の場合における特例申出について、同条第7項の規定は特例申出および第2項ただし書の場合における特例申出ならびに前項の場合について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第26号

秋田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

秋田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年秋田市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第5項」を「第7項」に改める。

第6条中「認定長期優良住宅建築等計画」の次に「又は法第10条第2号ロに規定する認定長期優良住宅維持保全計画」を加える。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

秋田市公平委員会

委員長 佐々木 俊 幸

秋田市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の補助機関の項所属機関の項中

佐竹史料館
事務長 参事 副参事
文化会館
事務長 副参事

を

佐竹史料館
事務長 参事 副参事

に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

秋田市告示第219号

秋田市災害危険区域に関する条例（平成16年秋田市条例第110号）第2条第1項の規定に基づき、災害危険区域を次のとおり指定するので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年9月1日

秋田市長 穂 積 志

1 指定区域

別添（省略）雄和地区災害危険区域一覧表のとおり

2 指定の年月日

令和4年9月1日

秋田市告示第220号

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）第15条の2第1項の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定により告示し、その関係図書を縦覧に供する。

令和4年9月1日

秋田市長 穂 積 志

1 変更した土地の区域

雄和種沢の一部の区域

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第221号

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）第15条の4第1項第7号の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定により告示し、その関係図書を縦覧に供する。

令和4年9月1日

秋田市長 穂 積 志

1 変更した土地の区域

雄和種沢の一部の区域

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第222号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和4年9月2日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
257	すずらん薬局 壹騎町店	秋田市土崎港中央 六丁目14番15号	株式会社メディ ハーツ 代表取締役 渡 辺 優 子	令和4年 9月1日

秋田市告示第223号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所等が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年9月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和3年度分市税督促状（424件）
令和4年度分市税督促状（231件）

秋田市告示第224号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年9月5日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達すべき書類の名称

令和4年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第225号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和4年9月5日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
有限会社 ルーク	グループホ ームソフト ハンド四ツ 小屋	秋田市四ツ小屋 字街道東367番 地	令和4年9月1日	認知症対 応型共同 生活介護、 介護予防 認知症対 応型共同 生活介護

秋田市告示第226号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年9月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和4年度第1期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第227号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和4年9月7日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和4年8月6日から同月29日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和4年9月7日から令和5年3月7日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第228号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和4年9月8日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	更新年月日
151	調剤薬局ツルハドラッグ秋田広面北店	秋田市広面字蓮沼94番地1	令和4年 10月1日

秋田市告示第229号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和4年9月9日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
学事課	学校給食費、入札保証金、就学援助費等返納金および学校保健安全事業に係る返納金の収納に関する事務

秋田市告示第230号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和4年9月12日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
256	きらら調剤薬局 市立病院前店	秋田市川元松丘町 4番59号	株式会社きららホー ルディングス 代表取締役 鈴 木 嘉 彦	令和4年 10月1日

秋田市告示第231号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年9月13日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

細 川 幸 子

秋田市八橋田五郎一丁目14番12号

2 送達する書類

令和4年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第232号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けようとする者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年9月13日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けようとする者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和4年 賦課年度令和3年
賦課年度令和2年）

秋田市告示第233号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年9月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 道路の区域および供用開始の区間 別紙のとおり
- 2 区域変更および供用開始の期日 令和4年9月16日
- 3 縦覧期間 令和4年9月16日から同年10月7日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 別	旧 新	路線名	起 終 点 点	総延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	中央七丁目北四丁目線	秋田市土崎港中央七丁目214番1地先	518.70	2.90
			秋田市土崎港北四丁目24番15地先		6.50
市道	新	中央七丁目北四丁目線	秋田市土崎港中央七丁目214番1地先	518.70	2.90
			秋田市土崎港北四丁目24番15地先		21.10
市道	旧	土崎駅東線	秋田市土崎港北四丁目24番1地先	1,070.00	4.90
			秋田市土崎港東三丁目136番2地先		10.50
市道	新	土崎駅東線	秋田市土崎港北四丁目24番1地先	1,068.30	4.90
			秋田市土崎港東三丁目136番2地先		10.50

起点から終点：全線による告示

秋田市告示第235号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和4年9月21日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	更新年月日
198	池田薬局山王中園店	秋田市山王中園町10番28号	令和4年 10月1日
199	池田薬局通町店	秋田市大町一丁目2番26号	
200	池田薬局中通り店	秋田市中通五丁目7番1号	
202	池田薬局ほのぼの店	秋田市広面字蓮沼87番地1	

秋田市告示第236号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第79条第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第85条の規定により告示する。

令和4年9月21日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
合同会社り らいふ	デイサービ ス福多朗	秋田市土崎港 北一丁目13番 37号	令和4年9月15日	地域密着型 通所介護
株式会社グ リーンリー フ	赤とんぼ居 宅介護支援 事業所	秋田市仁井田 本町六丁目2 番8号レジ デンス関B棟 102号室	令和4年9月15日	居宅介護支 援

秋田市告示第237号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、指定福祉避難所を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年9月22日

秋田市長 穂 積 志

指定福祉避難所

- 1 名称 秋田県立視覚支援学校
所在地 秋田市南ヶ丘一丁目1番1号
受入対象者 在校生、卒業生および事前に市が特定したもの
想定収容人数 243人（あきた総合支援エリアかがやの丘3校の合計）
- 2 名称 秋田県立聴覚支援学校
所在地 秋田市南ヶ丘一丁目1番1号
受入対象者 在校生、卒業生および事前に市が特定したもの
想定収容人数 243人（あきた総合支援エリアかがやの丘3校の合計）
- 3 名称 秋田県立秋田きらり支援学校
所在地 秋田市南ヶ丘一丁目1番1号
受入対象者 在校生、卒業生および事前に市が特定したもの
想定収容人数 243人（あきた総合支援エリアかがやの丘3校の合計）
- 4 名称 秋田県立栗田支援学校
所在地 秋田市新屋栗田町10番10号
受入対象者 在校生、卒業生および事前に市が特定したもの
想定収容人数 29人
- 5 名称 障がい者支援施設雄高園
所在地 秋田市雄和戸賀沢字金山沢89番地29
受入対象者 市が特定したもの

- 想定収容人数 70人
 6 名称 高清水園
 所在地 秋田市上北手猿田字苗代沢14番地1
 受入対象者 市が特定したもの
 想定収容人数 36人
 7 名称 障害者支援センター御所野
 所在地 秋田市御所野下堤五丁目1番4号
 受入対象者 市が特定したもの
 想定収容人数 91人
 8 名称 障がい者支援施設ほくと
 所在地 秋田市下新城中野字街道端西11番地1
 受入対象者 市が特定したもの
 想定収容人数 101人
 9 名称 障害者支援施設秋田ワークセンター
 所在地 秋田市下北手柳館字前田面134
 受入対象者 市が特定したもの
 想定収容人数 27人
 10 名称 秋田聖徳会障がい福祉サポートセンター聖和
 所在地 秋田市川元小川町1番8号
 受入対象者 市が特定したもの
 想定収容人数 20人
 11 名称 障がい者支援施設ひだまり
 所在地 秋田市東通仲町4番1号
 受入対象者 市が特定したもの
 想定収容人数 9人
 12 名称 げんきハウス下新城
 所在地 秋田市金足追分字海老穴222
 受入対象者 市が特定したもの
 想定収容人数 36人
 13 名称 げんきハウス金足

- 所在地 秋田市金足追分字海老穴222
受入対象者 市が特定したもの
想定収容人数 5人
- 14 名称 指定相談支援事業所クローバー
所在地 秋田市飯島道東二丁目13番20号
受入対象者 市が特定したもの
想定収容人数 51人
- 15 名称 ウェルビューいずみ障害福祉サービスセンター
所在地 秋田市泉菅野二丁目17番27号
受入対象者 市が特定したもの
想定収容人数 55人

秋田市告示第238号

令和4年9月15日の「令和4年9月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和4年9月22日

秋田市長 穂 積 志

令和4年度秋田市一般会計補正予算（第~~5~~⁴号）

令和4年度秋田市の一般会計補正予算（第~~5~~⁴号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ244,244千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ~~145,945,140~~^{141,595,617}千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県支出金		千円 9,987,052 10,054,974	千円 244,244	千円 10,231,296 10,299,218
	2 県補助金	2,779,815 2,847,737	244,244	3,024,059 3,091,981
歳入合計		141,351,373 145,700,896	244,244	141,595,617 145,945,140

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		千円 12,924,139 15,056,030	千円 244,244	千円 13,168,383 15,300,274
	2 保健所費	4,314,284 5,929,200	244,244	4,558,528 6,173,444
歳 出 合 計		141,351,373 145,700,896	244,244	141,595,617 145,945,140

秋田市告示第239号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年9月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
株式会社エフレジ
大阪府大阪市北区大深町4番20号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
粗大ごみ運搬処理手数料
ただし、粗大ごみ収集オンライン申込みシステムと連携した、クレジットカード納付専用インターネットウェブサイトを利用して納付されたものに限る。
- 3 指定納付受託者を指定した年月日
令和4年9月26日
- 4 指定納付受託者を指定する期間
令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

秋田市告示第240号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年9月28日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画用途地域

2 都市計画を変更した土地の区域

秋田市川尻若葉町、川尻町字大川反および字中島、八橋字下八橋ならびに寺内字蛭根および字神屋敷地内

3 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第241号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年9月28日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画特別用途地区 特別工業地区

2 都市計画を決定した土地の区域

秋田市川尻若葉町、川尻町字大川反および字中島、八橋字下八橋ならびに寺内字蛭根および字神屋敷地内

3 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第242号

次のとおり本市の字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定に基づき告示する。

この変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずるものとする。

令和4年9月30日

秋田市長 穂 積 志

変更前の字の区域	変更後の字の区域
秋田市上北手大戸字関上 226番1、227番1、228番1、229番1の一部、230番の一部、231番から236番まで、237番の一部、238番1の一部、239番1、240番1、241番1およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	秋田市上北手大戸字堀ノ内

秋田市告示第243号

令和4年9月28日の「令和4年9月秋田市議会定例会」において議決を
経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和4年9月30日

秋田市長 穂 積 志

令和4年度秋田市一般会計補正予算（第~~4~~⁵号）

令和4年度秋田市の一般会計補正予算（第~~4~~⁵号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,349,523千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ~~145,700,896~~^{145,945,140}千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の変更は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	26,877,111	2,041,112	28,918,223
	1 国庫負担金	20,262,223	575,430	20,837,653
	2 国庫補助金	6,542,229	1,464,776	8,007,005
	3 委託金	72,659	906	73,565
17	県支出金	10,231,296 9,987,052	67,922	10,299,218 10,054,974
	2 県補助金	3,024,059 2,779,815	67,922	3,091,981 2,847,737
18	財産収入	372,493	7,724	380,217
	2 財産売払収入	222,691	7,724	230,415
20	繰入金	3,392,917	272,093	3,665,010
	2 基金繰入金	3,237,000	272,093	3,509,093
21	繰越金	1,029,713	457,672	1,487,385
	1 繰越金	1,029,713	457,672	1,487,385
23	市債	10,771,000	1,503,000	12,274,000
	1 市債	10,771,000	1,503,000	12,274,000
	歳入合計	141,595,617 141,351,373	4,349,523	145,945,140 145,700,896

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	663,242	1,119	664,361
	1 議会費	663,242	1,119	664,361
2	総務費	14,591,900	42,998	14,634,898
	1 総務管理費	12,591,873	42,998	12,634,871
3	民生費	54,146,589	62,904	54,209,493
	1 社会福祉費	25,687,631	34,019	25,721,650
	2 児童福祉費	19,283,804	28,885	19,312,689
4	衛生費	13,168,383 12,924,139	2,131,891	15,300,274 15,056,030
	2 保健所費	4,558,528 4,314,284	1,614,916	6,173,444 5,929,200
	3 清掃費	5,575,246	516,975	6,092,221
5	労働費	748,517	5,224	753,741
	1 労働諸費	748,517	5,224	753,741
6	農林水産業費	3,191,648	1,289	3,192,937
	1 農業費	2,201,008	1,289	2,202,297
7	商工費	9,599,379	443,011	10,042,390
	1 商工費	9,599,379	443,011	10,042,390
8	土木費	15,633,856	378,076	16,011,932
	2 道路橋りょう費	5,476,031	7,726	5,483,757
	3 河川費	576,108	298,000	874,108
	7 住宅費	971,699	72,350	1,044,049
9	消防費	4,349,130	13,587	4,362,717
	1 消防費	4,349,130	13,587	4,362,717
10	教育費	12,187,039	1,269,424	13,456,463
	1 教育総務費	1,859,053	4,009	1,863,062
	2 小学校費	2,490,818	344,476	2,835,294
	3 中学校費	1,553,462	902,662	2,456,124

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	6 社会教育費	2,979,269	18,277	2,997,546
	歳出合計	141,595,617 141,351,373	4,349,523	145,945,140 145,700,896

第2表 継続費補正

(追加)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	2 小学校費	日新小学校増改築等事業	千円 3,839,182	令和4年度	千円
				令和5年度	2,303,509
				令和6年度	1,535,673

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
4 衛生費	3 清掃費	溶融施設 大規模改 修事業	千円 4,024,000	令和2年度	千円 268,900	千円 5,309,900	令和2年度	千円 268,900
				令和3年度	1,362,250		令和3年度	1,362,250
				令和4年度	1,258,300		令和4年度	1,739,550
				令和5年度	1,134,550		令和5年度	1,939,200
8 土木費	2 道路橋 りょう費	橋りょう 整備事業	354,000	令和3年度	202,000	356,996	令和3年度	202,000
				令和4年度	152,000		令和4年度	154,996

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	3 河川費	河川改修事業	千円 80,000
		古川流域治水対策事業	218,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設等改修経費	119,666
		小学校トイレ環境改善事業	224,810
	3 中学校費	中学校長寿命化改良事業（外旭川中学校）	316,194
		中学校トイレ環境改善事業	162,583
		中学校施設等改修経費	423,885

第4表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
旧松倉家住宅管理運営経費	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 24,447
冬みち安全安心対策除雪強化事業	令和4年度 ┆ 令和5年度	140,300
雄和学校給食センター調理業務委託経費	令和4年度 ┆ 令和5年度	19,410
小学校給食調理業務委託経費	令和4年度 ┆ 令和5年度	19,410
中学校給食調理業務委託経費	令和4年度 ┆ 令和5年度	53,192

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
商店街空き店舗対策事業費補助金	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 4,050	令和4年度 ┆ 令和5年度	千円 6,750

第5表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
児童福祉費	千円 56,900	△ 千円 1,500	千円 55,400			
清掃費	1,077,100	433,200	1,510,300			
道路橋りょう費	2,527,700	298,000	2,825,700			
小学校費	152,600	191,400	344,000			
中学校費	175,200	581,900	757,100			
計	10,771,000	1,503,000	12,274,000			

令和4年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第2号）

令和4年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,608千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,922千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 36,811	千円 8,608	千円 45,419
	1 一般会計繰入金	36,811	8,608	45,419
歳入合計		78,314	8,608	86,922

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		67,062	8,608	75,670
	1 総務管理費	67,062	8,608	75,670
	歳 出 合 計	78,314	8,608	86,922

令和4年度秋田市学校給食費会計補正予算（第1号）

令和4年度秋田市の学校給食費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
学校給食物資安定供給業務委託経費	令和4年度 ） 令和7年度	千円 3,922,668

令和4年度秋田市一般会計補正予算（第6号）

令和4年度秋田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ751,103千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,696,243千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	28,918,223	388,566	29,306,789
	2 国庫補助金	8,007,005	388,566	8,395,571
17	県支出金	10,299,218	339,975	10,639,193
	2 県補助金	3,091,981	339,975	3,431,956
20	繰入金	3,665,010	22,562	3,687,572
	2 基金繰入金	3,509,093	22,562	3,531,655
	歳入合計	145,945,140	751,103	146,696,243

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	54,209,493	719,521	54,929,014
	1 社会福祉費	25,721,650	719,521	26,441,171
7	商工費	10,042,390	18,772	10,061,162
	1 商工費	10,042,390	18,772	10,061,162
11	災害復旧費	6,004	12,810	18,814
	1 農林水産施設災害復旧費	6,001	12,810	18,811
	歳 出 合 計	145,945,140	751,103	146,696,243

秋田市告示第244号

令和4年9月28日の「令和4年9月秋田市議会定例会」において認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和4年9月30日

秋田市長 穂 積 志

令和3年度秋田市

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算				
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	7,724,804,000	△ 12,703,000	-	7,712,101,000	-
第1項 営業収益	7,032,964,000	△ 26,795,000	-	7,006,169,000	-
第2項 営業外収益	691,838,000	△ 39,543,000	-	652,295,000	-
第3項 特別利益	2,000	53,635,000	-	53,637,000	-

支 出

区 分	予 算						
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額
第1款 水道事業費用	7,097,577,000	△ 539,470,000	-	0	-	6,558,107,000	25,419,000
第1項 営業費用	6,715,287,000	△ 602,085,000	-	△ 76,549,000	-	6,036,653,000	25,419,000
第2項 営業外費用	377,390,000	57,918,000	-	76,549,000	-	511,857,000	-
第3項 特別損失	3,100,000	4,697,000	-	-	-	7,797,000	-
第4項 予備費	1,800,000	-	-	-	-	1,800,000	-

水道事業決算報告書

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計			
円 —	円 7,712,101,000	円 7,766,108,997	円 54,007,997	
—	7,006,169,000	7,037,107,382	30,938,382	（うち、消費税及び地方消費税相当分 630,016,920円）
—	652,295,000	667,222,764	14,927,764	（ ” 2,303,041円）
—	53,637,000	61,778,851	8,141,851	

額		決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
継続費通次繰越額	合 計		地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		
円 —	円 6,583,526,000	円 6,432,649,850	円 43,272,000	円 9,000,000	円 52,272,000	円 98,604,150	
—	6,062,072,000	5,915,936,584	43,272,000	9,000,000	52,272,000	93,863,416	（うち、消費税及び地方消費税相当分 230,442,906円）
—	511,857,000	511,854,869	—	—	—	2,131	
—	7,797,000	4,858,397	—	—	—	2,938,603	（うち、消費税及び地方消費税相当分 904円）
—	1,800,000	—	—	—	—	1,800,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	2,169,086,000 ^円	△ 319,687,000 ^円	1,849,399,000 ^円	27,761,000 ^円
第1項 企業債	1,416,200,000	△ 4,600,000	1,411,600,000	—
第2項 出資金	78,691,000	97,000	78,788,000	—
第3項 補助金	105,666,000	△ 36,096,000	69,570,000	—
第4項 固定資産売却代金	1,000	212,000	213,000	—
第5項 負担金及び寄附金	568,528,000	△ 279,300,000	289,228,000	27,761,000

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
第1款 資本的支出	5,325,703,000 ^円	△ 452,930,000 ^円	— ^円	4,872,773,000 ^円	44,653,000 ^円	10,000,000 ^円
第1項 建設改良費	3,838,818,000	△ 462,298,000	—	3,376,520,000	44,653,000	10,000,000
第2項 企業債償還金	1,486,885,000	192,000	—	1,487,077,000	—	—
第3項 国庫補助金返還金	—	9,176,000	—	9,176,000	—	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,260,992,698円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的補てんした。

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
円 —	円 1,877,160,000	円 1,554,371,293	円 △ 322,788,707	
—	1,411,600,000	1,092,100,000	△ 319,500,000	翌年度繰越額 294,100,000円
—	78,788,000	78,788,000	0	
—	69,570,000	55,640,000	△ 13,930,000	
—	213,000	279,388	66,388	〔うち、消費税及び地方消費税相当分〕 12,600円
—	316,989,000	327,563,905	10,574,905	〔 " 19,477,000円 〕 翌年度繰越額 31,933,000円

額	合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
			地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
円 4,927,426,000	円 3,815,363,991	円 575,263,000	円 343,944,430	円 919,207,430	円 192,854,579		
3,431,173,000	2,319,112,923	575,263,000	343,944,430	919,207,430	192,852,647	〔うち、消費税及び地方消費税相当分〕 195,980,644円	
1,487,077,000	1,487,075,935	—	—	—	1,065		
9,176,000	9,175,133	—	—	—	867		

収支調整額175,929,244円、減債積立金462,086,616円及び過年度分損益勘定留保資金1,622,976,838円で

令和3年度秋田市水道事業損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

	円	円	円
1 営業収益			
(1) 給水収益	6,062,965,772		
(2) 受託工事収益	103,004,567		
(3) その他営業収益	241,120,123	6,407,090,462	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	930,666,004		
(2) 配水費	938,244,447		
(3) 給水費	370,094,444		
(4) 受託工事費	104,502,370		
(5) 業務費	447,029,313		
(6) 総係費	274,535,743		
(7) 減価償却費	2,543,781,415		
(8) 資産減耗費	76,639,942	5,685,493,678	
営業利益			721,596,784
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	124,509		
(2) 他会計補助金	19,291,000		
(3) 長期前受金戻入	602,819,849		
(4) 雑収益	42,684,529	664,919,887	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	293,214,380		
(2) 雑支出	1,246,981	294,461,361	370,458,526
経常利益			1,092,055,310
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	576,699		
(2) その他特別利益	61,202,152	61,778,851	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	148,870		
(2) 減損損失	4,696,104		
(3) 過年度損益修正損	12,519	4,857,493	56,921,358
当年度純利益			1,148,976,668
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金 変動額			462,086,616
当年度未処分利益剰余金			1,611,063,284

令和3年度秋田市水道

(令和3年4月1日から)

	資本金	剰			
		資 本 剰 余 金			
		受贈財産 評価額	補 助 金	寄 附 金	そ の 他 資本剰余金
前年度末残高	円 22,738,412,995	円 5,066,660,810	円 295,420,304	円 2,297,129,954	円 17,048,896
前年度処分額	408,525,499	—	—	—	—
秋田市水道事業等の設置 等に関する条例第5条に よる処分額	408,525,499	—	—	—	—
資本金への組入	408,525,499	—	—	—	—
減債積立金の積立	—	—	—	—	—
建設改良積立金の積立	—	—	—	—	—
処分後残高	23,146,938,494	5,066,660,810	295,420,304	2,297,129,954	17,048,896
当年度変動額	78,788,000	2,232,984	—	—	—
減債積立金の取崩	—	—	—	—	—
受贈財産の受入	—	2,232,984	—	—	—
他会計繰入金の受入	78,788,000	—	—	—	—
当年度純利益	—	—	—	—	—
当年度末残高	23,225,726,494	5,068,893,794	295,420,304	2,297,129,954	17,048,896

事業剰余金計算書

令和4年3月31日まで)

余 金					資本合計
資本剰余金 合計	建設改良 積立金	減債積立金	利 益 剰 余 金		
			未 処 分 利益剰余金	利益剰余金 合計	
円 7,676,259,964	円 2,947,433,418	円 —	円 1,333,612,115	円 4,281,045,533	円 34,695,718,492
—	463,000,000	462,086,616	△1,333,612,115	△408,525,499	0
—	463,000,000	462,086,616	△1,333,612,115	△408,525,499	0
—	—	—	△408,525,499	△408,525,499	0
—	—	462,086,616	△462,086,616	0	0
—	463,000,000	—	△463,000,000	0	0
7,676,259,964	3,410,433,418	462,086,616	(繰越利益剰余金) 0	3,872,520,034	34,695,718,492
2,232,984	—	△462,086,616	1,611,063,284	1,148,976,668	1,229,997,652
—	—	△462,086,616	462,086,616	0	0
2,232,984	—	—	—	—	2,232,984
—	—	—	—	—	78,788,000
—	—	—	1,148,976,668	1,148,976,668	1,148,976,668
7,678,492,948	3,410,433,418	0	(当年度未処分利益剰余金) 1,611,063,284	5,021,496,702	35,925,716,144

令和 3 年度秋田市水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当 年 度 末 残 高	23,225,726,494	7,678,492,948	1,611,063,284
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第 5 条による処分数額	462,086,616	-	△ 1,611,063,284
資 本 金 へ の 組 入	462,086,616	-	△ 462,086,616
利 益 積 立 金	-	-	△ 1,148,976,668
処 分 後 残 高	23,687,813,110	7,678,492,948	(繰越利益剰余金) 0

令和3年度秋田市水道事業貸借対照表

(令和4年3月31日)

		資 産 の 部		
		円	円	円
1	固 定 資 産			
	(1) 有形固定資産			
	イ 土 地		2,032,132,317	
	ロ 建物	4,460,341,947		
	減価償却累計額	△ 2,855,072,831		1,605,269,116
	ハ 構築物	101,411,377,627		
	減価償却累計額	△ 48,433,913,738		52,977,463,889
	ニ 機械及び装置	14,959,828,912		
	減価償却累計額	△ 12,736,215,883		2,223,613,029
	ホ 車両運搬具	101,915,800		
	減価償却累計額	△ 67,923,689		33,992,111
	ヘ 工具、器具及び備品	362,009,963		
	減価償却累計額	△ 275,122,855		86,887,108
	ト リース資産	81,384,333		
	減価償却累計額	△ 7,821,514		73,562,819
	チ 建設仮勘定		505,470,562	
	有形固定資産合計		59,538,390,951	
	(2) 無形固定資産			
	イ 電話加入権		5,504,600	
	ロ ダム使用権		1,744,388,746	
	ハ 専用橋利用権		41,307,829	
	ニ 施設利用権		13,402,242	
	無形固定資産合計		1,804,603,417	
	(3) 投資その他の資産			
	イ 出 資 金		4,800,000	
	投資その他の資産合計		4,800,000	
	固定資産合計			61,347,794,368
2	流 動 資 産			
	(1) 現金・預金		12,990,202,770	
	(2) 未収金	911,214,727		
	貸倒引当金	△ 52,322,433		858,892,294
	(3) 貯蔵品		73,412,584	
	(4) 前払金		202,100,400	
	流動資産合計		14,124,608,048	
	資 産 合 計			75,472,402,416

		負債の部			
		円	円	円	円
3	固定負債				
(1)	企業債				
イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債		21,143,007,597		
	企業債合計			21,143,007,597	
(2)	リース債務			42,255,738	
(3)	引当金				
イ	退職給付引当金	921,537,168			
ロ	修繕引当金	930,603,517			
	引当金合計			1,852,140,685	
	固定負債合計				23,037,404,020
4	流動負債				
(1)	企業債				
イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債		1,502,817,330		
	企業債合計			1,502,817,330	
(2)	リース債務			10,000,477	
(3)	未払金			815,609,557	
(4)	引当金				
イ	賞与引当金	54,015,442			
ロ	法定福利費引当金	10,536,415			
	引当金合計			64,551,857	
(5)	預り金			184,442,164	
(6)	その他流動負債			1,500,000	
	流動負債合計				2,578,921,385
5	繰延収益				
	長期前受金			18,409,854,634	
	収益化累計額			△ 4,479,493,767	
	繰延収益合計				13,930,360,867
	負債合計				<u>39,546,686,272</u>
		資本の部			
6	資本金				23,225,726,494
7	剰余金				
(1)	資本剰余金				
イ	受贈財産評価額	5,068,893,794			
ロ	補助金	295,420,304			
ハ	寄附金	2,297,129,954			
ニ	その他資本剰余金	17,048,896			
	資本剰余金合計			7,678,492,948	
(2)	利益剰余金				
イ	建設改良積立金	3,410,433,418			
ロ	当年度未処分利益剰余金	1,611,063,284			
	利益剰余金合計			5,021,496,702	
	剰余金合計				12,699,989,650
	資本合計				<u>35,925,716,144</u>
	負債資本合計				<u>75,472,402,416</u>

令和3年度秋田市

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算				
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 下水道事業収益	10,568,043,000	128,942,000	—	10,696,985,000	3,712,000
第1項 営業収益	7,309,321,000	159,875,000	—	7,469,196,000	—
第2項 営業外収益	3,258,720,000	△ 30,949,000	—	3,227,771,000	3,712,000
第3項 特別利益	2,000	16,000	—	18,000	—

支 出

区 分	予 算						
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額
第1款 下水道事業費用	10,327,201,000	△ 153,259,000	—	—	—	10,173,942,000	8,426,000
第1項 営業費用	9,405,574,000	△ 113,064,000	—	—	—	9,292,510,000	8,426,000
第2項 営業外費用	917,576,000	△ 40,217,000	—	—	—	877,359,000	—
第3項 特別損失	1,501,000	22,000	—	—	—	1,523,000	—
第4項 予備費	2,550,000	—	—	—	—	2,550,000	—

下水道事業決算報告書

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計			
円 —	円 10,700,697,000	円 10,648,058,869	円 △ 52,638,131	
—	7,469,196,000	7,412,241,959	△ 56,954,041	(うち、消費税及び地方消費税相当分 485,295,117円)
—	3,231,483,000	3,234,186,110	2,703,110	(") 21,082円)
—	18,000	1,630,800	1,612,800	(") 9,225円)

額		決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
継続費通次繰越額	合 計		地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		
円 49,758,800	円 10,232,126,800	円 10,020,622,654	円 —	円 —	円 —	円 211,504,146	
49,758,800	9,350,694,800	9,285,530,254	—	—	—	65,164,546	(うち、消費税及び地方消費税相当分 312,918,169円)
—	877,359,000	734,992,930	—	—	—	142,366,070	
—	1,523,000	99,470	—	—	—	1,423,530	(うち、消費税及び地方消費税相当分 6,252円)
—	2,550,000	—	—	—	—	2,550,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	5,885,483,000	△ 429,352,000	5,456,131,000	2,006,846,000
第1項 企業債	3,783,800,000	△ 350,300,000	3,433,500,000	1,370,300,000
第2項 出資金	876,194,000	209,000	876,403,000	—
第3項 補助金	1,139,500,000	△ 51,425,000	1,088,075,000	634,159,000
第4項 負担金	85,988,000	△ 27,938,000	58,050,000	2,387,000
第5項 固定資産売却代金	1,000	102,000	103,000	—

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通 次繰越額
第1款 資本的支出	9,675,000,000	△ 250,424,000	—	9,424,576,000	2,375,534,000	—
第1項 建設改良費	4,134,364,000	△ 250,846,000	—	3,883,518,000	2,375,534,000	—
第2項 企業債償還金	5,540,636,000	422,000	—	5,541,058,000	—	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,087,034,330円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的当年度分損益勘定留保資金1,158,425,910円で補てんした。

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
円 —	円 7,462,977,000	円 5,640,421,778	円 △ 1,822,555,222	
—	4,803,800,000	3,520,200,000	△ 1,283,600,000	翌年度繰越額 1,270,000,000円
—	876,403,000	876,403,000	0	
—	1,722,234,000	1,196,199,555	△ 526,034,445	翌年度繰越額 525,420,000円
—	60,437,000	47,516,070	△ 12,920,930	” 36,145,000円
—	103,000	103,153	153	（うち、消費税及び地方消費税相当分） 9,378円

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
円 11,800,110,000	円 9,727,456,108	円 1,999,597,000	円 —	円 1,999,597,000	円 73,056,892	
6,259,052,000	4,186,400,226	1,999,597,000	—	1,999,597,000	73,054,774	（うち、消費税及び地方消費税相当分） 360,991,401円
5,541,058,000	5,541,055,882	—	—	—	2,118	

収支調整額248,562,934円、減債積立金368,125,592円、過年度分損益勘定留保資金2,311,919,894円及び

令和3年度秋田市下水道事業損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

	円	円	円
1 営業収益			
(1) 下水道使用料	4,857,172,242		
(2) 他会計負担金	2,069,554,000		
(3) その他営業収益	220,600	6,926,946,842	
2 営業費用			
(1) 管渠費	409,253,631		
(2) ポンプ場費	680,231,770		
(3) 処理場費	29,445,831		
(4) 流域下水道費	1,643,990,192		
(5) 業務費	340,570,552		
(6) 総係費	269,602,759		
(7) 減価償却費	5,392,736,218		
(8) 資産減耗費	206,781,132	8,972,612,085	
営業損失			2,045,665,243
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	31,570		
(2) 他会計補助金	1,173,406,000		
(3) 補助金	31,663,000		
(4) 長期前受金戻入	2,009,780,607		
(5) 雑収益	3,502,326	3,218,383,503	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	734,897,430		
(2) 雑支出	60,475,906	795,373,336	2,423,010,167
経常利益			377,344,924
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	6,225		
(2) 過年度損益修正益	95,235		
(3) その他特別利益	1,520,115	1,621,575	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	22,527		
(2) 過年度損益修正損	70,691	93,218	1,528,357
当年度純利益			378,873,281
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金 変動額			368,125,592
当年度未処分利益剰余金			746,998,873

令和3年度秋田市下水道

(令和3年4月1日から)

	資本金	剰		
		資本剰余		
		受贈財産 評価額	負担金	寄附金
前年度末残高	円 40,131,232,141	円 2,213,276,532	円 1,289,373,539	円 21,327
前年度処分数額	1,177,180,000	—	—	—
秋田市水道事業等の設置等 に関する条例第5条による 処分数額	1,177,180,000	—	—	—
資本金への組入	1,177,180,000	—	—	—
減債積立金の積立	—	—	—	—
処分後残高	41,308,412,141	2,213,276,532	1,289,373,539	21,327
当年度変動額	1,113,003,936	37,946,896	530,566	—
減債積立金の取崩	—	—	—	—
受贈財産の受入	—	37,946,896	—	—
他会計繰入金の受入	876,403,000	—	—	—
農業集落排水事業会計 からの引き継ぎ	236,600,936	—	530,566	—
当年度純利益	—	—	—	—
当年度末残高	42,421,416,077	2,251,223,428	1,289,904,105	21,327

事業剰余金計算書

令和4年3月31日まで)

余		金			資本合計
金		利益剰余金			
補助金	資本剰余金 合計	減債積立金	未処分 利益剰余金	利益剰余金 合計	
円 1,216,044,514	円 4,718,715,912	円 —	円 1,545,305,592	円 1,545,305,592	円 46,395,253,645
—	—	368,125,592	△ 1,545,305,592	△ 1,177,180,000	0
—	—	368,125,592	△ 1,545,305,592	△ 1,177,180,000	0
—	—	—	△ 1,177,180,000	△ 1,177,180,000	0
—	—	368,125,592	△ 368,125,592	0	0
1,216,044,514	4,718,715,912	368,125,592	(繰越利益剰余金) 0	368,125,592	46,395,253,645
9,641,249	48,118,711	△ 368,125,592	746,998,873	378,873,281	1,539,995,928
—	—	△ 368,125,592	368,125,592	0	0
—	37,946,896	—	—	—	37,946,896
—	—	—	—	—	876,403,000
9,641,249	10,171,815	—	—	—	246,772,751
—	—	—	378,873,281	378,873,281	378,873,281
1,225,685,763	4,766,834,623	0	(当年度未処分利益剰余金) 746,998,873	746,998,873	47,935,249,573

令和3年度秋田市下水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当 年 度 末 残 高	円 42,421,416,077	円 4,766,834,623	円 746,998,873
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	368,125,592	-	△ 746,998,873
資 本 金 へ の 組 入	368,125,592	-	△ 368,125,592
減 債 積 立 金 の 積 立	-	-	△ 378,873,281
処 分 後 残 高	42,789,541,669	4,766,834,623	(繰越利益剰余金) 0

令和3年度秋田市下水道事業貸借対照表

(令和4年3月31日)

		資 産 の 部		
		円	円	円
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ	土 地		2,844,187,576	
ロ	建 物	4,865,575,369		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 2,412,086,013</u>	2,453,489,356	
ハ	構 築 物	212,532,007,345		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 72,658,118,696</u>	139,873,888,649	
ニ	機 械 及 び 装 置	23,211,605,727		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 15,949,803,071</u>	7,261,802,656	
ホ	車 両 運 搬 具	25,156,036		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 18,100,831</u>	7,055,205	
ヘ	工 具、器 具 及 び 備 品	29,488,669		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 21,494,057</u>	7,994,612	
ト	建 設 仮 勘 定		<u>614,819,909</u>	
有 形 固 定 資 産 合 計			153,063,237,963	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ	施 設 利 用 権		9,284,620,341	
ロ	電 話 加 入 権		<u>12,435,200</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計			<u>9,297,055,541</u>	
固 定 資 産 合 計				162,360,293,504
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 ・ 預 金				
			4,365,170,196	
(2) 未 収 金				
	貸 倒 引 当 金	757,769,199		
		<u>△ 49,974,456</u>	707,794,743	
(3) 前 払 金				
			327,730,000	
(4) そ の 他 流 動 資 産				
			<u>100,000</u>	
流 動 資 産 合 計			5,400,794,939	
資 産 合 計				<u>167,761,088,443</u>

※この他に次年度以降分割納付分として受益者負担金6,884,702円および分担金567,500円を予定している。

		負 債 の 部			
		円	円	円	円
3	固 定 負 債				
(1)	企 業 債				
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	56,714,514,753			
	企 業 債 合 計			56,714,514,753	
(2)	引 当 金				
イ	退職給付引当金	630,665,157			
ロ	修繕引当金	999,204,000			
	引 当 金 合 計			1,629,869,157	
	固 定 負 債 合 計				58,344,383,910
4	流 動 負 債				
(1)	企 業 債				
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	5,400,452,716			
	企 業 債 合 計			5,400,452,716	
(2)	未 払 金			1,096,453,228	
(3)	引 当 金				
イ	賞与引当金	33,901,757			
ロ	法定福利費引当金	6,637,685			
	引 当 金 合 計			40,539,442	
(4)	そ の 他 流 動 負 債			2,176,900	
	流 動 負 債 合 計				6,539,622,286
5	繰 延 収 益				
	長期前受金			70,526,823,217	
	収益化累計額			△ 15,584,990,543	
	繰 延 収 益 合 計				54,941,832,674
	負 債 合 計				119,825,838,870
		資 本 の 部			
6	資 本 金				42,421,416,077
7	剰 余 金				
(1)	資 本 剰 余 金				
イ	受贈財産評価額	2,251,223,428			
ロ	負 担 金	1,289,904,105			
ハ	寄 附 金	21,327			
ニ	補 助 金	1,225,685,763			
	資 本 剰 余 金 合 計			4,766,834,623	
(2)	利 益 剰 余 金				
イ	当年度未処分利益剰余金	746,998,873			
	利 益 剰 余 金 合 計			746,998,873	
	剰 余 金 合 計				5,513,833,496
	資 本 合 計				47,935,249,573
	負 債 資 本 合 計				167,761,088,443

令和3年度秋田市農業

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額
第1款 農業集落排水事業収益	699,719,000 ^円	△ 36,023,000 ^円	— ^円
第1項 営業収益	121,209,000	△ 75,000	—
第2項 営業外収益	578,509,000	△ 46,061,000	—
第3項 特別利益	1,000	10,113,000	—
第2款 個別排水処理事業収益	33,824,000	△ 178,000	—
第1項 営業収益	8,597,000	△ 130,000	—
第2項 営業外収益	25,225,000	△ 48,000	—
第3項 特別利益	2,000	—	—
合 計	733,543,000	△ 36,201,000	—

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額	小 計
第1款 農業集落排水 事業費用	697,543,000 ^円	△ 36,058,000 ^円	— ^円	0 ^円	— ^円	661,485,000 ^円
第1項 営業費用	648,673,000	△ 35,567,000	—	△ 1,253,000	—	611,853,000
第2項 営業外費用	48,320,000	△ 630,000	—	1,253,000	—	48,943,000
第3項 特別損失	50,000	139,000	—	—	—	189,000
第4項 予備費	500,000	—	—	—	—	500,000
第2款 個別排水処理 事業費用	34,562,000	△ 168,000	—	—	—	34,394,000
第1項 営業費用	32,704,000	△ 154,000	—	—	—	32,550,000
第2項 営業外費用	1,756,000	△ 14,000	—	—	—	1,742,000
第3項 特別損失	2,000	—	—	—	—	2,000
第4項 予備費	100,000	—	—	—	—	100,000
合 計	732,105,000	△ 36,226,000	—	0	—	695,879,000

集落排水事業決算報告書

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計			
663,696,000 ^円	661,667,961 ^円	△ 2,028,039 ^円	
121,134,000	120,674,772	△ 459,228	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 10,877,467円)
532,448,000	530,879,558	△ 1,568,442	
10,114,000	10,113,631	△ 369	
33,646,000	33,642,849	△ 3,151	
8,467,000	8,464,950	△ 2,050	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 768,749円)
25,177,000	25,177,899	899	
2,000	—	△ 2,000	
697,342,000	695,310,810	△ 2,031,190	

額	合 計	決 算 額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額					
— ^円	661,485,000 ^円	641,103,141 ^円	— ^円	20,381,859 ^円	
—	611,853,000	592,523,060	—	19,329,940	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 17,288,352円)
—	48,943,000	48,441,601	—	501,399	
—	189,000	138,480	—	50,520	
—	500,000	—	—	500,000	
—	34,394,000	32,013,047	—	2,380,953	
—	32,550,000	30,272,378	—	2,277,622	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 1,327,208円)
—	1,742,000	1,740,669	—	1,331	
—	2,000	—	—	2,000	
—	100,000	—	—	100,000	
—	695,879,000	673,116,188	—	22,762,812	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 農業集落排水事業資本的収入	189,031,000	△ 75,381,000	113,650,000	—
第1項 企業債	7,200,000	△ 500,000	6,700,000	—
第2項 出資金	117,669,000	△ 21,008,000	96,661,000	—
第3項 補助金	1,300,000	—	1,300,000	—
第4項 負担金	61,200,000	△ 53,910,000	7,290,000	—
第5項 基金繰入金	1,662,000	—	1,662,000	—
第6項 固定資産売却代金	—	37,000	37,000	—
第2款 個別排水処理事業資本的収入	18,627,000	△ 7,789,000	10,838,000	—
第1項 企業債	5,400,000	△ 3,300,000	2,100,000	—
第2項 出資金	11,300,000	△ 3,272,000	8,028,000	—
第3項 補助金	1,442,000	△ 908,000	534,000	—
第4項 負担金	485,000	△ 309,000	176,000	—
合 計	207,658,000	△ 83,170,000	124,488,000	—

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
第1款 農業集落排水事業資本的支出	408,616,000	△ 75,580,000	—	333,036,000	—	—
第1項 建設改良費	111,419,000	△ 75,580,000	—	35,839,000	—	—
第2項 企業債償還金	297,196,000	—	—	297,196,000	—	—
第3項 投資	1,000	—	—	1,000	—	—
第2款 個別排水処理事業資本的支出	25,918,000	△ 7,795,000	—	18,123,000	—	—
第1項 建設改良費	17,095,000	△ 7,795,000	—	9,300,000	—	—
第2項 企業債償還金	8,823,000	—	—	8,823,000	—	—
合 計	434,534,000	△ 83,375,000	—	351,159,000	—	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額223,655,430円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
円 —	円 113,650,000	円 109,685,322	円 △ 3,964,678	
—	6,700,000	6,300,000	△ 400,000	
—	96,661,000	93,095,000	△ 3,566,000	
—	1,300,000	1,300,000	0	
—	7,290,000	7,290,440	440	
—	1,662,000	1,662,000	0	
—	37,000	37,882	882	
—	10,838,000	7,833,000	△ 3,005,000	
—	2,100,000	—	△ 2,100,000	翌年度繰越額 1,700,000円
—	8,028,000	7,833,000	△ 195,000	
—	534,000	—	△ 534,000	翌年度繰越額 532,000円
—	176,000	—	△ 176,000	翌年度繰越額 176,000円
—	124,488,000	117,518,322	△ 6,969,678	

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
円 333,036,000	円 326,195,489	円 —	円 —	円 —	円 6,840,511	
35,839,000	28,998,706	—	—	—	6,840,294	（うち、消費税及び地方消費税相当分 2,341,934円）
297,196,000	297,195,783	—	—	—	217	
1,000	1,000	—	—	—	0	
18,123,000	14,978,263	2,661,000	—	2,661,000	483,737	
9,300,000	6,156,070	2,661,000	—	2,661,000	482,930	（うち、消費税及び地方消費税相当分 395円）
8,823,000	8,822,193	—	—	—	807	
351,159,000	341,173,752	2,661,000	—	2,661,000	7,324,248	

調整額1,561,380円、減債積立金18,574,955円及び過年度分損益勘定留保資金203,519,095円で補てんした。

令和3年度秋田市農業集落排水事業損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

	円	円	円	円
1 農業集落排水事業営業収益				
(1) 農業集落排水施設使用料	108,873,305			
(2) 他会計負担金	924,000	109,797,305		
2 個別排水処理事業営業収益				
(1) 個別排水処理施設使用料	2,226,690			
(2) 特定地域生活排水処理施設使用料	5,469,511	7,696,201	117,493,506	
3 農業集落排水事業営業費用				
(1) 管渠費	39,127,744			
(2) 処理場費	132,592,940			
(3) 業務費	5,551,559			
(4) 総係費	11,120,032			
(5) 減価償却費	364,971,848			
(6) 資産減耗費	21,870,585	575,234,708		
4 個別排水処理事業営業費用				
(1) 個別排水処理施設浄化槽費	3,341,000			
(2) 個別排水処理施設業務費	108,182			
(3) 個別排水処理施設減価償却費	3,636,724			
(4) 特定地域生活排水処理施設浄化槽費	10,702,900			
(5) 特定地域生活排水処理施設業務費	320,055			
(6) 特定地域生活排水処理施設減価償却費	10,836,309	28,945,170	604,179,878	
営業損失				486,686,372
5 農業集落排水事業営業外収益				
(1) 受取利息及び配当金	5,490			
(2) 他会計補助金	329,263,000			
(3) 長期前受金戻入	201,453,715			
(4) 雑収益	157,432	530,879,637		
6 個別排水処理事業営業外収益				
(1) 個別排水処理施設他会計補助金	5,738,000			
(2) 個別排水処理施設長期前受金戻入	279,356			
(3) 特定地域生活排水処理施設他会計補助金	17,977,000			
(4) 特定地域生活排水処理施設長期前受金戻入	1,183,543	25,177,899	556,057,536	

	円	円	円	円
7 農業集落排水事業営業外費用				
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	44,388,401			
(2) 雑支出	12,584,003	56,972,404		
8 個別排水処理事業営業外費用				
(1) 個別排水処理施設 支払利息及び企業債取扱諸費	212,154			
(2) 特定地域生活排水処理施設 支払利息及び企業債取扱諸費	1,528,515	1,740,669	58,713,073	497,344,463
経常利益				10,658,091
9 農業集落排水事業特別利益				
(1) その他特別利益	10,113,631	10,113,631	10,113,631	
10 農業集落排水事業特別損失				
(1) 固定資産売却損	138,480	138,480	138,480	9,975,151
当年度純利益				20,633,242
前年度繰越利益剰余金				0
その他未処分利益剰余金 変動				18,574,955
当年度未処分利益剰余金				39,208,197

令和3年度秋田市農業集落

(令和3年4月1日から)

	資本金	剰 資本剰余金	
		負担金	補助金
		円	円
前年度末残高	3,165,821,769	3,560,414	219,083,940
前年度処分額	20,873,869	-	-
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	20,873,869	-	-
資本金への組入	20,873,869	-	-
減債積立金の積立	-	-	-
処分後残高	3,186,695,638	3,560,414	219,083,940
当年度変動額	△ 135,672,936	△ 530,566	△ 9,641,249
減債積立金の取崩	-	-	-
他会計繰入金の受入	100,928,000	-	-
下水道事業会計への引き継ぎ	△ 236,600,936	△ 530,566	△ 9,641,249
当年度純利益	-	-	-
当年度末残高	3,051,022,702	3,029,848	209,442,691

排水事業剰余金計算書

令和4年3月31日まで)

余 金				資本合計
資本剰余金 合計	利益剰余金			
		減債積立金	未処分 利益剰余金	利益剰余金 合計
円 222,644,354	円 —	円 39,448,824	円 39,448,824	円 3,427,914,947
—	18,574,955	△ 39,448,824	△ 20,873,869	0
—	18,574,955	△ 39,448,824	△ 20,873,869	0
—	—	△ 20,873,869	△ 20,873,869	0
—	18,574,955	△ 18,574,955	0	0
222,644,354	18,574,955	(繰越利益剰余金) 0	18,574,955	3,427,914,947
△ 10,171,815	△ 18,574,955	39,208,197	20,633,242	△ 125,211,509
—	△ 18,574,955	18,574,955	0	0
—	—	—	—	100,928,000
△ 10,171,815	—	—	—	△ 246,772,751
—	—	20,633,242	20,633,242	20,633,242
212,472,539	0	(当年度未処分利益剰余金) 39,208,197	39,208,197	3,302,703,438

令和 3 年度秋田市農業集落排水事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当 年 度 末 残 高	3,051,022,702	212,472,539	39,208,197
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第 5 条による処分額	18,574,955	—	△ 39,208,197
資 本 金 へ の 組 入	18,574,955	—	△ 18,574,955
減 債 積 立 金 の 積 立	—	—	△ 20,633,242
処 分 後 残 高	3,069,597,657	212,472,539	(繰越利益剰余金) 0

令和3年度秋田市農業集落排水事業貸借対照表

(令和4年3月31日)

		資 産 の 部			
		円	円	円	円
1 固 定 資 産					
(1) 有形固定資産					
イ	土地		100,539,851		
ロ	建物	1,992,173,767			
	減価償却累計額	<u>△ 640,609,586</u>	1,351,564,181		
ハ	構築物	10,440,129,471			
	減価償却累計額	<u>△ 3,060,808,460</u>	7,379,321,011		
ニ	機械及び装置	2,450,730,948			
	減価償却累計額	<u>△ 1,925,633,139</u>	525,097,809		
ホ	工具、器具及び備品	354,523			
	減価償却累計額	<u>△ 145,350</u>	209,173		
ヘ	建設仮勘定		<u>44,270,293</u>		
	有形固定資産合計			9,401,002,318	
(2) 無形固定資産					
イ	電話加入権		<u>3,960,000</u>		
	無形固定資産合計			3,960,000	
(3) 投資その他の資産					
イ	基金		<u>8,076,000</u>		
	投資その他の資産合計			8,076,000	
	固定資産合計				9,413,038,318
2 流 動 資 産					
(1) 現金・預金					
				657,277,663	
(2) 未収金					
			28,511,641		
	貸倒引当金		<u>△ 923,451</u>	27,588,190	
	流動資産合計				684,865,853
	資産合計				10,097,904,171

		負債の部			
		円	円	円	円
3	固定負債				
(1)	企業債				
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		2,291,602,151		
	企業債合計			2,291,602,151	
(2)	引当金				
	イ 退職給付引当金		16,112,055		
	ロ 修繕引当金		16,000,000		
	引当金合計			32,112,055	
	固定負債合計				2,323,714,206
4	流動負債				
(1)	企業債				
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		305,350,591		
	企業債合計			305,350,591	
(2)	未払金			33,644,987	
(3)	引当金				
	イ 賞与引当金		2,352,476		
	ロ 法定福利費引当金		463,428		
	引当金合計			2,815,904	
(4)	その他流動負債			377,090	
	流動負債合計				342,188,572
5	繰延収益				
	長期前受金			5,921,213,596	
	収益化累計額			△ 1,791,915,641	
	繰延収益合計				4,129,297,955
	負債合計				6,795,200,733
		資本の部			
6	資本金				3,051,022,702
7	剰余金				
(1)	資本剰余金				
	イ 負担金		3,029,848		
	ロ 補助金		209,442,691		
	資本剰余金合計			212,472,539	
(2)	利益剰余金				
	イ 当年度未処分利益剰余金		39,208,197		
	利益剰余金合計			39,208,197	
	剰余金合計				251,680,736
	資本合計				3,302,703,438
	負債資本合計				10,097,904,171

秋田市告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月30日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

道路の種別	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道 (60130)	旧	新屋表町2号線	秋田市新屋表町104番地先 秋田市新屋表町216番地先	127.50	3.30 ～ 3.70
	新	新屋表町2号線	秋田市新屋表町104番地先 秋田市新屋表町209番3地先	127.50	3.30 ～ 5.00

2 区域変更および供用開始の期日

令和4年9月30日

3 縦覧期間

令和4年9月30日から同年10月20日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市教委告示第12号

令和4年9月22日午後2時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和4年9月15日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

教育委員会事務の点検・評価に関する件

秋市選管告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和4年9月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1	50分の1の数	5,215人
2	6分の1の数	43,454人
3	3分の1の数	86,908人

秋田市農委告示第9号

令和4年9月16日午後2時秋田市職員研修棟第1・2研修室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和4年9月9日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和4年度第6号）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件
- 5 令和5年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件

秋田市公告

令和4年8月28日に執行した秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会委員選挙の当選人を次のとおり決定したので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第5項の規定により公告する。

令和4年9月2日

秋田市長 穂 積 志

宅地の所有権者から選挙される委員の当選人

氏 名	住 所
男鹿谷 共 充	秋田市東通二丁目8番25号 バリユーージュ東通101号
守 屋 誠	秋田市千秋久保田町4番67号
鈴 木 茂 樹	秋田市旭南三丁目7番27号
伊 藤 静 子	秋田市千秋久保田町5番90号 ビューネ21 2F
佐 藤 礼 子	秋田市中通七丁目1番19号
石 田 一 豊	秋田市千秋久保田町4番55号
佐 藤 清 太 郎	秋田市千秋久保田町6番55号
高 橋 宗 悟	秋田市千秋久保田町4番70号

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和 4 年 9 月 2 日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名（業務内容については仕様書（省略）参照）

秋田市太平山自然学習センター建築物等定期点検業務委託

(2) 履行場所

秋田市太平山自然学習センター

（秋田市仁別字マンタラメ 227 番地 1）

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和 4 年 12 月 28 日（水）までとする。

(4) 入札参加要件

ア 本委託を遂行するための有資格者（一級建築士、二級建築士又は特定建築物検査員、建築設備検査員、防火設備検査員）を雇用し、検査員等として配置できる者であること。

イ 秋田市内に本社、本店又は営業所等を有する者であること。

ウ 過去 2 年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務委託契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

エ 市税に滞納がある者ではないこと。

オ 秋田市暴力団排除条例（平成 24 年秋田市条例第 10 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

カ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定

に該当する者ではないこと。

キ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

(1) 日時 令和4年9月22日(木)午前10時

(2) 場所 秋田市太平山自然学習センター 会議室
(秋田市仁別字マンタラメ 227 番地 1)

(3) 入札保証金および契約保証金 免除

(4) 契約日 落札が決定した日から令和4年9月28日(水)まで

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。
最低制限価格より低い入札をした者については落札者としないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

なお、くじ引きは辞退できないものとする。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。

なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

令和4年9月2日（金）から同月13日（火）までとする。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。

(3) 受付場所 秋田市太平山自然学習センター 事務室

（秋田市仁別字マンタラメ 227 番地 1）

(4) 提出書類

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 配置資格者確認書（様式2（省略））

ウ 業務受注状況調（様式3（省略））

提出日現在までの業務受注状況がわかるもの（契約書等の写しを添付すること。）

エ 誓約・同意書（様式4（省略））

オ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は個人市民税）

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

カ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行。個人事業主は住民票。写し可）

※ 申込日から3か月以内に発行されたもの

(5) その他

ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。

イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。

(2) 資格審査の結果等により、指名されない場合がある。その者にはそ

の旨を通知する。

- (3) 上記(1)および(2)の通知については、令和4年9月16日(金)までに電子メール等により送付する。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

- (4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和4年9月2日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 件名（内容については仕様書・設計書（省略）参照）

秋田市太平山自然学習センター防火シャッター（1階会議室）修繕

(2) 履行場所

秋田市太平山自然学習センター

（秋田市仁別字マンタラメ 227 番地 1）

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和4年12月28日（水）までとする。

(4) 入札参加要件

ア 秋田市内に本社を有する者で、秋田市の建設業者等級格付名簿において、公告日に電気工事A級に等級格付けされており、消防設備士又は消防設備点検資格者を有する者であること。

イ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

ウ 市税に滞納がある者ではないこと。

エ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

(1) 日時 令和4年9月22日(木)午前10時30分

(2) 場所 秋田市太平山自然学習センター 会議室
(秋田市仁別字マンタラメ 227 番地 1)

(3) 入札保証金および契約保証金 免除

(4) 契約日 落札が決定した日から令和4年9月28日(水)まで

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

なお、くじ引きは辞退できないものとする。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。

なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

令和4年9月2日(金)から同月13日(火)までとする。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。

(3) 受付場所 秋田市太平山自然学習センター 事務室
(秋田市仁別字マンタラメ 227 番地 1)

(4) 提出書類

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 契約実績調書（様式2（省略））

提出日現在までの契約状況がわかるもの（契約書等の写しを添付すること。）

ウ 誓約・同意書（様式3（省略））

エ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は個人市民税）

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

オ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行。個人事業主は住民票。写し可）

※ 申込日から3か月以内に発行されたもの

(5) その他

ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。

イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。

(2) 資格審査の結果等により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

(3) 上記(1)および(2)の通知については、令和4年9月16日（金）までに電子メール等により送付する。

5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

(4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

令和4年9月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
宮城県仙台市青葉区一番町一丁目3番1号
東北ミサワホーム株式会社
代表取締役 川 邊 進太郎
- 2 道路位置指定箇所
秋田市南通みその町120番2
- 3 道路幅員 4.00メートル
- 4 道路延長 33.73メートル
- 5 指定年月日および番号
令和4年9月7日 第3号

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和4年9月14日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

物件番号	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市牛島東七丁目312番6	宅地	200.07㎡	7,003,000円
2	秋田市土崎港相染町字大谷地18番9	宅地	132.90㎡	2,884,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所5階 5-A会議室

(2) 入札 令和4年10月14日(金)午前10時

(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金(契約金額の100分の10以上)の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

(4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

6 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札

(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

(8) 郵送による入札

(9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売買代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 現地説明会

現地説明会は実施しない（入札参加者は事前に確認すること。）。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

令和4年9月16日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画事業の種類および名称

秋田都市計画道路事業

3・4・14号 川尻広面線

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市建設部道路建設課

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

令和4年9月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
東京都港区高輪三丁目22番9号
タマホーム株式会社
代表取締役 玉 木 伸 弥
- 2 道路位置指定箇所
秋田市檜山愛宕下91番8
- 3 道路幅員 4.00メートル
- 4 道路延長 34.90メートル
- 5 指定年月日および番号
令和4年9月21日 第4号

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和4年度第6号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月26日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日ならびに12月29日から同月31日までの日、1月2日および同月3日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年9月30日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の概要

(1) 名称

- ア 秋田市八橋老人いこいの家
- イ 秋田市飯島老人いこいの家
- ウ 秋田市大森山老人と子どもの家

(2) 所在地

- ア 秋田市八橋本町一丁目4番3号
- イ 秋田市飯島字堀川84番地191
- ウ 秋田市浜田字出小屋333番の1

(3) 設置目的

老人にいこいと研修の場を提供し、安らぎと教養の向上に寄与するとともに心身の健康の増進に資することを目的とする。

(4) 規模等

- ア 鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積533.32平方メートル
- イ 鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積527.40平方メートル
- ウ 鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積977.87平方メートル

(5) 主な施設設備

- ア 事務室、大広間、和室および健康相談室
- イ 事務室、大広間、和室、健康増進室、健康相談室および浴室

ウ 事務室、大広間、和室、体育館、子ども室、健康相談室および浴室

2 指定管理者が行う管理の業務

- (1) 使用の許可、使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関する業務
- (2) 施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) 高齢者の保健福祉の増進に関する業務
- (4) その他市長が管理運営上必要と認める業務

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（予定）

4 申請に必要な資格等

(1) 申請に必要な資格

秋田市内に本店又は支店を有し、市内で社会福祉施設を運営している社会福祉法人であり、1(1)のアからウまでの3施設を一括して管理することができる法人であること。

(2) 申請することができない法人

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。）

イ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている法人

ウ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人

エ 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第2項に規定する法人

オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する法人

カ 市税に滞納がある法人

5 募集要項等の交付

7 (2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、令和4年9月30日（金）から同年10月28日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

6 説明会

(1) 日時および場所

募集要項に記載する日時および場所

(2) その他

説明会に参加希望の法人は、事前に9(4)の問合せ先に連絡すること。

7 申請の手続

(1) 提出期限

令和4年10月28日（金）午後5時15分

(2) 提出場所

郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市福祉保健部長寿福祉課（電話018-888-5666）

(3) 指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 公の施設の管理に関する事業計画書

イ 公の施設の管理に関する収支予算書

ウ 定款、規約又はこれらに類する書類

エ 登記事項証明書

オ 財務の状況を示す書類

カ 誓約書

キ その他市長が必要と認める書類

8 選定の方法および時期

(1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、申請書類の審査およびヒアリングを実施の上、次に掲げる基準に照らし最も適切と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。

ア 市民の平等な利用が確保されること。

イ 施設の設置目的が効果的に達成されること。

ウ 効率的な管理が行われること。

エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

オ アからエまでのほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準

(2) 選定は令和4年11月に行い、その開催日時および選定結果については、書面により通知する。

9 その他

(1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(2) 管理に係る経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。

(3) 詳細は、募集要項による。

(4) 問合せ先

秋田市福祉保健部長寿福祉課（電話018-888-5666）

秋田市教委公告

令和5年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）第8条第2項の規定により公告する。

令和4年9月28日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

1 選抜の種類

特色選抜および一般選抜を設定する。1次募集として、特色選抜と一般選抜の両方を同日に行い、1次募集において欠員が生じた場合は2次募集を実施する。

2 入学願書の提出期間および提出先

(1) 提出期間

ア 1次募集（特色選抜および一般選抜）

令和5年2月2日（木）から同月7日（火）正午まで

イ 2次募集

令和5年3月17日（金）から同月18日（土）午前11時まで

(2) 提出先 秋田市立秋田商業高等学校長

3 入学検定料

2,200円

4 入学志願者検査日

(1) 1次募集（特色選抜および一般選抜）令和5年3月7日（火）

ア 学力検査

5教科（国語、社会、数学、理科および英語）を実施する。

イ 面接

学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。

なお、志願者数の状況等により、令和5年3月8日（水）に実施する場合がある。

(2) 2次募集 令和5年3月22日（水）

面接を秋田市立秋田商業高等学校において行う。

5 出願資格

(1) 特色選抜 次のア、イおよびウを満たしている者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和5年3月に卒業する見込みの者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 次に示す「求める生徒像」(ア)～(ウ)に当てはまる者

(ア) 自ら学び、常に自分を成長させようとする意志をもった生徒

(イ) 豊かな人間性、創造性、健やかな身体、高い志と使命感をもった生徒

(ウ) 社会事象についての広く深い理解と健全な判断力をもった生徒

ウ 次の(ア)および(イ)の両方に当てはまる者

(ア) 基本的生活習慣が身に付いており、学習成績が良好で、商業の学びに強い意欲と興味・関心をもっている者

(イ) 中学校在学中の部活動等において、県レベル以上の大会等での活動実績があるか又はそれと同等の優れた能力を有しており、入学後も学業との両立を図りながら、本校の部活動に所属し、3年間活動を継続する意志のある者

(2) 一般選抜 次のア又はイに該当する者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和5年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

(3) 2次募集 秋田県公立高等学校の1次募集を受検し、合格していない者

6 募集する学科名および募集定員

(1) 学科名 商業科

(2) 募集定員 240名

7 合格者の発表

(1) 1次募集（特色選抜および一般選抜）

令和5年3月15日（水）午後4時

(2) 2次募集

令和5年3月24日（金）午後4時

8 その他

入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、「令和5年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

秋田市教委公告

令和5年度に秋田市立御所野学院高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立御所野学院高等学校学則（平成29年秋田市教委規則第4号）第8条第2項の規定により公告する。

令和4年9月28日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

1 選抜の種類

連携型中高一貫入学者選抜、特色選抜および一般選抜を設定する。

先に連携型中高一貫入学者選抜を行い、その後1次募集として、特色選抜と一般選抜の両方を同日に行う。1次募集において欠員が生じた場合は2次募集を実施する。

2 入学願書の提出期間および提出先

(1) 提出期間

ア 連携型中高一貫入学者選抜

令和5年1月12日（木）から同月16日（月）正午まで

イ 1次募集（特色選抜および一般選抜）

令和5年2月2日（木）から同月7日（火）正午まで

ウ 2次募集

令和5年3月17日（金）から同月18日（土）午前11時まで

(2) 提出先 秋田市立御所野学院高等学校長

3 入学検定料

2,200円

4 入学志願者検査日

(1) 連携型中高一貫入学者選抜 令和5年1月24日（火）

ア 作文 秋田市立御所野学院高等学校において行う。

イ 面接 作文終了後、同学校において行う。

(2) 1次募集（特色選抜および一般選抜）令和5年3月7日（火）

ア 学力検査

5 教科（国語、社会、数学、理科および英語）を実施する。

イ 面接

学力検査終了後、秋田市立御所野学院高等学校において行う。

なお、志願者数の状況等により、令和5年3月8日（水）に実施する場合がある。

(3) 2次募集 令和5年3月22日（水）

作文および面接を秋田市立御所野学院高等学校において行う。

5 出願資格

(1) 連携型中高一貫入学者選抜 御所野学院中学校を令和5年3月に卒業する見込みの者で、「令和5年度秋田市立御所野学院高等学校連携型中高一貫入学者選抜実施要項」で定める「出願資格」を満たしているもの

(2) 特色選抜 次のア、イおよびウを満たし、連携型中高一貫入学者選抜で合格していない者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和5年3月に卒業する見込みの者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 次に示す「求める生徒像」(ア)～(ウ)に当てはまる者

(ア) 地域活動や奉仕活動を通して自己を高め、地域社会に貢献しようとする生徒

(イ) グローバル化、情報化に対応できる学力を有し、明確な進路目標をさだめ主体的に学ぶ生徒

(ウ) 体育的・文化的活動に顕著な成果を収め、入学後も継続して活動する強い意志を持つ生徒

ウ 次の(ア)又は(イ)を満たしている者

(ア) 学力、人物に極めて優れており、国語、社会、数学、理科および英語の学習成績が優秀で大学進学等の進路目標に向けて入学後も意欲的に勉学に取り組む者

(イ) 学力、人物に優れており、体育的又は文化的活動において顕著な実績又はそれと同等の優れた能力を有しており、入学後も中心的な存在として活躍できる者

(3) 一般選抜 次のア又はイに該当し、連携型中高一貫入学者選抜で合格していない者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和5年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

(4) 2次募集 秋田県公立高等学校の1次募集を受検し、合格していない者

6 募集する学科名および募集定員

(1) 学科名 普通科

(2) 募集定員 80名

7 合格者の発表

(1) 連携型中高一貫入学者選抜

令和5年1月31日（火）午後4時

(2) 1次募集（特色選抜および一般選抜）

令和5年3月15日（水）午後4時

(3) 2次募集

令和5年3月24日（金）午後2時

8 その他

入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、「令和5年度秋田市立御所野学院高等学校連携型中高一貫入学者選抜実施要項」および「令和5年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

秋市選管公告

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項および裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項の規定に基づき、検察審査員候補者の予定者および裁判員候補者の予定者の選定を行うので、その場所および日時を次のとおり公告する。

令和4年9月6日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所6階 秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和4年9月14日（水）午後1時30分

消 防 法 に よ る 命 令 の 公 告

防火対象物の所在地 秋田市大町六丁目2番19号

防火対象物の名称 ペペーノ

命令を受けた者の氏名 エム・エス・ティ・ジャパン株式会社

取締役 三 塚 修 二

この防火対象物は、消防法（昭和23年法律第186号）に違反しているの
で、令和4年9月12日付けで消防法第5条第1項の規定に基づき、次の事
項を命じたものである。

命令事項

令和4年12月12日までに、当該防火対象物の屋内階段4階の撤去され
ている防火戸を、有効な防火区画となるよう改修すること。（消防法第
5条第1項）

令和4年9月12日

秋田消防署長

伊 藤 博 之

消 防 法 に よ る 命 令 の 公 告

防火対象物の所在地 秋田市大町六丁目2番17号

防火対象物の名称 ファッションヘルス クリスタル

命令を受けた者の氏名 エム・エス・ティ・ジャパン株式会社

取締役 三 塚 修 二

この防火対象物は、消防法（昭和23年法律第186号）に違反しているの
で、令和4年9月12日付けで消防法第5条第1項の規定に基づき、次の事
項を命じたものである。

命令事項

令和4年12月12日までに当該防火対象物の屋内階段1階から3階部分
の撤去されている防火戸を、有効な防火区画となるよう改修すること。

（消防法第5条第1項）

令和4年9月12日

秋田消防署長

伊 藤 博 之

消 防 法 に よ る 命 令 の 公 告

防火対象物の所在地 秋田市大町六丁目2番17号

防火対象物の名称 レディース

命令を受けた者の氏名 エム・エス・ティ・ジャパン株式会社

取締役 三 塚 修 二

この防火対象物は、消防法（昭和23年法律第186号）に違反しているの
で、令和4年9月12日付けで消防法第5条第1項および同法第17条の4第1
項の規定に基づき、次の事項を命じたものである。

命令事項

- 1 令和4年12月12日までに、当該防火対象物の屋内階段1階から3階部分の撤去されている防火戸および3階階段降り口にある誘導灯上部の開口部を有効な防火区画となるよう改修すること。（消防法第5条第1項）
- 2 令和4年12月12日までに、3階バルコニー増築部分に自動火災報知設備の感知器を設置すること。（消防法第17条、消防法施行令第21条、消防法施行規則第23条）

令和4年9月12日

秋田消防署長

伊 藤 博 之